「留置管理業務推進要領」の策定について(通達)

平成25年12月13日 警察庁丙総発第75号、丙人発第454号 警察庁長官官房長から各都道府県警察の長あて

(概要)

留置管理業務の適正な推進を図るため、留置管理業務を推進するに当たって留意すべき基本的事項について「留置管理業務推進要領」として取りまとめるとともに、関係する通達の整理を行ったもの。

「留置管理業務推進要領」においては、

留置管理体制

留置担当官等に対する各種教養・訓練の実施

的確な業務実態の把握と具体的措置

士気高揚対策

留置施設からの逃走防止

留置施設内の危険物等持ち込まれ防止対策

居室の鍵の保管

被留置者の物品管理

処方薬等の管理

報道に接する機会の付与

勾留期限等の適切な把握

護送時における逃走事故防止

捜査と留置の分離の原則に則った護送の実施

捜査と留置の分離の徹底

捜査と留置の連携

女性被留置者への対応

自殺企図者等特別要注意者への対応

外国人被留置者への対応

問題被留置者への厳正かつ組織的な対応

戒具の整備

嘱託医に対する戒具等の説明

戒具の使用及び保護室への収容

反則行為に対する禁止措置

不服申立てに対する対応

等を示している。